

## 【交付金制度】

# 生活排水対策と浄化槽の交付金制度

## 1. 生活排水対策の概要

### (1) 生活排水対策について

水の汚れの最大の原因は、台所・洗濯・風呂・洗面等から排出される「生活雑排水」である。ここでは、これら生活雑排水とし尿を併せて「生活排水」という。生活排水の水量・水質等を表1、表2に示す。

表1 生活排水の標準的な水量・水質

排出源		汚水量 [L/人・日]	BOD	
			負荷量 [g/人・日]	濃度 [mg/L]
便污水	便所	50	13	260
生活 雑排水	台所	30	18	600
	洗濯	40	9	75
	風呂	50		
	洗面	20		
	掃除雑用	10		
合計		200	40	200

表2 暮らしの中から出る汚れの例

汚れのもと ( ) 内の量を捨てた場合	しょう油 (15mL)	みそ汁 (200mL)	使用済みの てんぶら油 (500mL)	米のとぎ汁 (2000mL)	牛乳 (200mL)	ラーメンの汁 (200mL)
魚がすめる水質 BOD5mg/L 程度にするための水量は浴槽 300L を一杯として何倍必要か?	2 杯分	5 杯分	330 杯分	4 杯分	10 杯分	3 杯分

生活排水を処理する汚水処理施設の整備状況を表3に示す。

表3 汚水処理施設整備状況(令和2年度末現在)

処理施設	汚水処理人口 (万人)	比率 (%)
下水道	10,123	—
農業集落排水施設等(漁業・林業を含む)	321	—
コミュニティ・プラント等	19	—
以上集合処理方式	10,463	82.8
浄化槽	1,175	9.3
浄化槽市町村整備推進事業等	83	—
浄化槽設置整備事業	618	—
上記以外	474	—
合計	11,638	92.1
総人口	12,632	100.0

(注) 東日本大震災の影響により、福島県において調査不能な町は含まれていない。

## (2) 生活排水の処理方式(個別処理方式と集合処理方式)

表4 代表的な生活排水処理施設

施設の種類	処理施設の概要・関係制度等		補助主体
個別処理施設	浄化槽	水洗便所汚水と生活雑排水を同時に処理する施設で、設置から供用までの期間が短かつ設置費用が安く、さらに処理性能が優れていることなどにより、投資効率とともに経済効果が高い施設として高く評価され、特に、人口密度の低い地域においては下水道と同等の恒久施設としてその普及が促進されています。	環境省
集合処理施設	公共下水道	大都市・市街化区域など人口密度の高い(40人/ha以上)地域の集合型処理施設として普及しており、各建物から排出された生活排水などを管路により集水し、主に河川の下流に設けられた終末処理場で処理する施設です。建設から供用開始までに長期間を要し、また膨大な額の建設費が必要であるほか、貴重な資源である水の地域での循環の面で問題があるとされています。	国土交通省
	農業集落排水施設	農業振興地域における生活環境の向上を目的に、当該地域における便所の水洗化と生活排水の処理を行う施設であり、原則として1,000人以下の村落を対象とした集合型処理施設(共同の浄化槽)です。地域における生活排水処理の効率化を図るために、浄化槽と農業集落排水施設の連携整備を行い、コスト縮減と農村集落の一体的水環境保全を図ることも行われています。	農林水産省

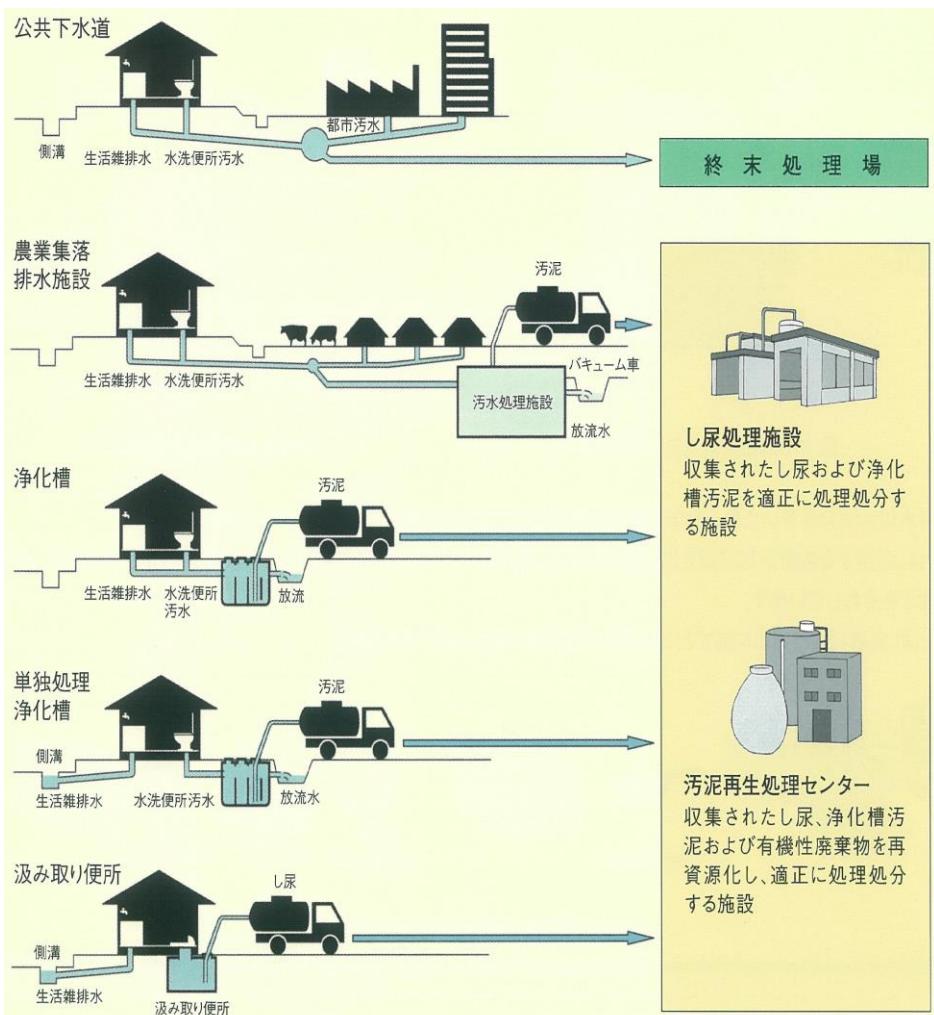


図1 日本の主なし尿・生活排水処理システム(環境省資料より)

### (3) 生活排水処理事業の種類

生活排水を処理する事業には表5に示すような種類がある。

表5 生活排水処理事業の種類

所管	分類	事業主体	計画人口	処理方式
環境省	浄化槽設置整備事業 (個人設置型)	市町村 (設置は個人)	戸別	個別処理
	公共浄化槽等整備推進事業 (市町村設置型)	市町村	制限無し	
総務省 (地方単独事業)	個別排水処理施設整備事業	市町村	事業年度内に20戸未満 (公共浄化槽等整備推進事業の対象地域は10~20戸未満)	個別処理
	小規模集合排水処理施設整備事業	市町村	2~20戸未満	
国土交通省	公共下水道事業	市町村	制限無し	集合処理
	特定環境保全公共下水道事業	市町村	1,000~1万人程度以下	
	簡易公共下水道事業	市町村	1,000人未満	
	流域下水道事業	都道府県	原則10万人かつ2市町村以上又は3万人かつ3市町村以上	
農林水産省	農業集落排水事業	市町村 (土地改良区)	20戸~1,000人程度以下	集合処理
	簡易排水施設 (新山村・活性化定住事業)	市町村 (農協等)	3~20戸未満	
	漁業集落排水事業	市町村	100~5,000人程度以下	
	林業集落排水事業	市町村 (森林組合等)	20戸~1,000人程度以下	
環境省	コミュニティ・プラント	市町村	101~3万人以下	

#### (4) 各施設の処理水質にかかる基準値

各排水処理施設の処理水質に係る基準値は表6に示すような種類がある。

表6 各施設の処理水質に係る基準値

処理施設	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	備考
下水道	5.8～8.6	15以下	40以下	下水道法第8条及び同法施行令第6条により規定※1(活性汚泥法の場合)
農業集落排水施設	5.8～8.6	20以下 及び除去率90%以上	50以下	pHについては平成7年6月20日付衛生第34号厚生省浄化槽対策室長通知※2、BODについては浄化槽法第4条及び同法施行規則第1条の2により規定※1、SSについては平成9年2月28日付8-17農林水産省構造改善局計画部長通知を適用※1
浄化槽	5.8～8.6	20以下 及び除去率90%以上	-	pHについては平成7年6月20日付衛生第34号厚生省浄化槽対策室長通知※2、BODについては浄化槽法第4条及び同法施行規則第1条の2により規定※1

(参考：水質汚濁防止法に規定される排水基準)

	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	備考
生活環境項目に係る排水基準※3	5.8～8.6	120以下	150以下	水質汚濁防止法第3条による排水基準を定める總理府令により規定※1 (日間平均値)

- ※1 ただし、条例等によりさらに厳しい排水基準が定められている場合、その排水基準を適用。
- ※2 平成7年6月20日付衛生第34号厚生省浄化槽対策室長通知「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査表、検査結果の判定等について」中の別記「水質検査の各検査項目の望ましい範囲」
- ※3 排水基準の規制対象施設は、水質汚濁防止法に規定される特定施設(下水道終末処理場、処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽等)を含む。

## 2. 淨化槽設置整備事業（個人設置型）の概要

### （1）助成制度のあらまし

☆目 的：市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

☆対 象：浄化槽の設置者に対し補助事業を行っている市町村（一部事務組合を含む）。

☆内 容：市町村が生活雑排水対策を推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置を行う者に対し、設置に要する費用を市町村が助成する事業を行っている場合に、国がその費用の一部を助成する制度である。

平成 11 年度より、窒素又はりん除去及び平成 13 年度より BOD5 mg/L 以下の高度処理型浄化槽の基準額が設定されている。

平成 18 年度には水質汚濁対策が必要な地域において、浄化槽の設置とともに単独処理浄化槽の撤去費が助成の対象とされた。

令和元年度より単独処理浄化槽から浄化槽への転換に係る宅内配管工事費が助成の対象とされるとともに、新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新については、既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものに重点化された。

令和 2 年度には、浄化槽整備効率化事業において、浄化槽事業に係る計画策定等調査及び既存の浄化槽台帳の電子化や環境省が省令等で求める内容へのシステム改修等が新たに助成対象とされた。また、高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽の基準額が新たに設定されている。

令和 3 年度は、市町村が策定する「浄化槽長寿命化計画」に基づく計画的な改築により浄化槽の長寿命化を図る事業を新たに助成対象とした。あわせて、市町村が「浄化槽長寿命化計画」を策定するために必要となる調査等の費用についても、浄化槽整備効率化事業において助成対象としている。

☆対象浄化槽：① 生物化学的酸素要求量(BOD)の除去率が 90%以上、放流水質の BOD20 mg/L 以下の浄化槽。  
② ①の要件を満たし、かつ、放流水の総窒素濃度が 20 mg/L 以下又は総りん濃度 1 mg/L 以下の高度処理型浄化槽又は変則浄化槽。  
③ BOD 除去率 97%以上、放流水質 BOD5 mg/L 以下の浄化槽又は変則浄化槽。

※浄化槽に係る BOD、窒素、りん濃度は日間平均値。

### （2）基準額と助成率

☆基 準 額：浄化槽の設置費用のうち、真に社会的便益に相当する一定割合(40%)。

☆助 成 率：基準額の 1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は 1/2）。

高度処理型浄化槽は、通常の浄化槽より高額となるが、高額部分のうち、社会的便益に相当する部分を通常型の浄化槽の交付基準額に加算する。

注：地方公共団体負担分の 80%について地方交付税措置がされる。

#### ※ 乗率

財政力指数	～0.5	0.5～0.6	0.6～0.8	0.8～
都道府県	1.0	0.8	0.4	0.2
市町村	1.0	0.9	0.7	0.5

### (3) 助成金の流れ



※この事業は、昭和 62 年度から始められ、令和元年度末現在、1,245 市町村で実施している。また、この事業を実施している市町村の団体を「全国浄化槽推進市町村協議会（以下、全浄協という。）」といい、この会員数は令和 2 年 6 月現在、1,358 市町村である。

### (4) 補助対象範囲

補助対象範囲は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（公共浄化槽として市町村が管理するものに限る。）の整備に直接必要な次の範囲とする。

- ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。）
- イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策特別措置方第 2 条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。）
- ウ 単独処理浄化槽から浄化槽への転換（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする））に係るアの工事に付帯して行う室内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。）
- エ 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。ただし、共同処理浄化槽の設置を行う場合にはこの限りでない。）
- オ 共同処理浄化槽に接続するための流入管（公共ますから共同処理浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きよ等をいう）の整備に必要な工事費（共同処理浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を上限とする。）

### (5) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

省略（4. 財政措置の概要（2）に記載）。

## 3. 公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）の概要

### (1) 施策のあらまし

- ☆目 的：市町村が設置主体となって浄化槽を面的に整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。平成 6 年度より創設。
- ☆対 象：浄化槽の整備事業を行っている市町村（一部事務組合を含む）。
- ☆内 容：下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域として、環境大臣が適切と認める地域において浄化槽の面的な整備を図るため、市町村が浄化槽の整備事業を行っている場合に、国がその費用の一部を助成する制度である。
- ☆対象浄化槽：浄化槽設置整備事業（個人設置型）と同じ。

## (2) 基準額と助成率

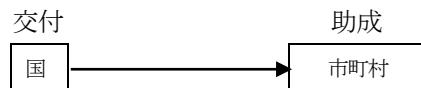
☆基 準 額：浄化槽の設置費用

☆助 成 率：基準額の1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/2）。

高度処理型浄化槽は、通常の浄化槽より高額となるが、高額部分を通常型の浄化槽の交付基準額に加算する。

注：地方公共団体負担分は地方債が充当可能であり、地方債元利償還金の49%相当は地方交付税措置がされる。

## (3) 助成金の流れ



## (4) 補助対象範囲

補助対象範囲は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の整備に直接必要な次の範囲とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。）

ウ 単独処理浄化槽から浄化槽への転換（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする））に係るアの工事に付帯して行う室内配管工事費（浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）

なお、室内配管工事の主体に応じてその根拠となる補助要綱は次のとおり

（ア）室内配管工事を市町村が実施する場合のもの [本要綱]

（イ）室内配管工事を個人が実施する場合のもの [浄化槽設置整備事業実施要綱]

エ 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。ただし、共同浄化槽の設置を行う場合にはこの限りでない。）

オ 共同浄化槽に接続するための流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう）の整備に必要な工事費（共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を上限とする。）

カ 高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額（通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨を市町村条例などで制定等の後5年間に限る。）

## (5) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

省略（4. 財政措置の概要（2）に記載）。

## (6) 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

市町村が所有する公的施設の単独処理浄化槽について、整備計画期間中に計画的に合

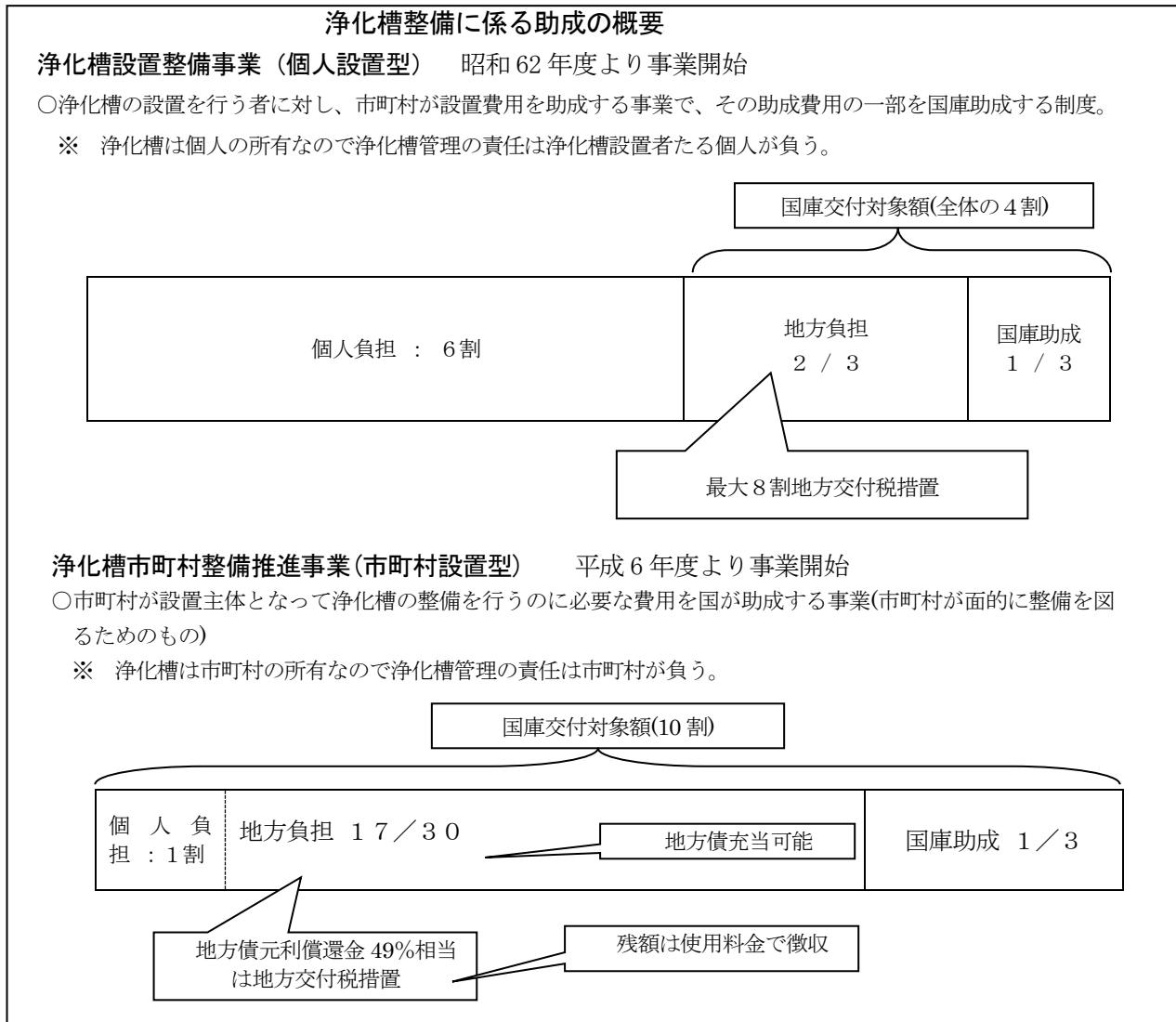
併処理浄化槽に転換する事業計画を定めて実施する事業であること。または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設に設置された単独処理浄化槽（くみ取り槽含む）について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定め実施する事業であること。

#### （7）工事施工監督

浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令を遵守し、適切な監督の下で行うものとする。

## 4. 財政措置の概要

### (1) 净化槽設置整備事業と浄化槽市町村整備推進事業との比較



### (2) 国の支援措置の充実・強化のための助成制度

#### ① 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（個人設置型・市町村設置型、助成率 1/2）

##### 【事業の要件】

（個人設置型）

市町村が、環境配慮型浄化槽（別に定める要件に該当するもの）の設置を行う者に対し助成を行うものであり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

（ア）浄化槽処理促進区域に指定された区域内での設置及び浄化槽処理促進区域以外での単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換にかかる設置（浄化槽処理促進区域を指定している場合に限る。）であり、かつ、地域計画の（年度毎）事業計画額のうち6割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であること（なお、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に定める過疎地域における集落再構築に必要な集合住宅の浄化槽を整備する場合は、単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換とみなして取り扱う。）。

- (イ) 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画であること。
- (ウ) 東日本大震災からの復興に資する計画であること。

なお、実績報告において上記に定められた条件を満たすことが出来なかった市町村については、やむを得ない場合を除いて、本事業を実施したとは認めないものとする。

**(市町村設置型)**

市町村が、環境配慮型浄化槽（別に定める要件に該当するもの）の整備を行う際、各年度の整備計画に基づき、以下の（ア）及び（イ）の要件に該当するものであること又は（ウ）の要件に該当するものであること。

- (ア) 浄化槽処理促進区域に指定された区域内での整備であること。
- (イ) 整備計画の（年度毎）事業計画額のうち 5 割以上が単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換であること。又は、事業計画額のうち 3 割以上が単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換であり、併せて地域防災計画に位置づけられた施設に浄化槽も整備すること。

（なお、共同浄化槽を設置する場合及び過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条に定める過疎地域における集落再構築に必要な集合住宅の浄化槽を整備する場合は、単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換とみなして取り扱う。）

- (ウ) 東日本大震災からの復興に資する計画であること。

なお、実績報告において上記に定められた条件を満たすことが出来なかった市町村については、やむを得ない場合を除いて、本事業を実施したとは認めないものとする。

**【環境配慮型浄化槽の要件】**

下表の消費電力基準以下であること。

**消費電力基準（通常型、BOD10mg/L 以下、りん除去型）**

人槽[人]	消費電力[W] (通常型)	消費電力[W] (BOD10mg/L 以下)	消費電力[W] (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n(10 人槽以上)	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

**② 単独処理浄化槽の撤去費及び単独転換に伴う室内配管工事費の助成**

単独処理浄化槽は、し尿よりも汚濁負荷の大きい生活雑排水を未処理のまま放流し、さらにし尿由来の汚濁負荷の低減も不十分であることから、水質保全面から問題となっている。このため、平成 12 年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設を原則禁止するとともに、既設の単独処理浄化槽を浄化槽等に転換する旨の努力義務規定が設けられた。

しかしながら、令和元年度末現在において、全国に単独処理浄化槽は約 375 万基存在している。単独処理浄化槽による総汚濁負荷の規模は合併処理浄化槽の約 8 倍と推計され、出来るだけ早期に既設の単独処理浄化槽を浄化槽へ転換することが必要である。このため、平成 18 年度から単独処理浄化槽の撤去費が助成対象となっている。

助成対象額については、合併処理浄化槽の工事費用と単独処理浄化槽の撤去費用が現行の基準額（市町村設置型：5 人槽の場合 837 千円）を超える場合は、最大 9 万円を加えた額を基準額としている。

また、浄化槽の撤去に加えて生活雑排水を浄化槽に流入させる宅内配管工事に費用が係ることが単独転換促進の阻害要因となっている。このため、単独転換による個人負担を軽減すべく、転換後の法定検査（7条、11条）の検査依頼書の添付を要件に令和元年度より宅内配管工事費を上限額30万円にて補助対象としている。

## 単独処理浄化槽撤去費及び宅内配管工事費の助成について

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去や宅内配管工事が必要となる場合において、次の要件を満たすものについては基準額の特例を適用する。

〈単独処理浄化槽撤去費の概要〉

### 対象地域

市町村が定める浄化槽整備区域

### 基準額の特例の内容

合併処理浄化槽と共に伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。  
(現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額とする)

### 浄化槽の助成制度

助成率 1/3、助成対象 市町村

(参考) 単独処理浄化槽撤去費用 (平均)

清掃費 (洗浄、消毒等)	29,900 円
撤去工事費 (掘削等)	24,000 円
処分費 (産業廃棄物処分)	39,400 円
合 計	93,300 円

5人槽の場合 (設置費用約90万円、撤去費用9万円)

### 浄化槽設置整備事業 (個人設置型)

国庫助成対象(4割)		
個人負担 (6割)	地方負担 2/3 24万円	国助成 1/3 12万円
54万円		

### 単独浄化槽撤去分

9万円まで

地方負担 2/3 6万円	国助成 1/3 3万円
--------------------	-------------------

### 公共浄化槽等整備推進事業 (市町村設置型)

国庫助成対象 (10割)		
個人負担 (1割) 9万円	地方負担17/30 (51万円) * 地方債充当可能	国助成 1/3 (30万円)

### 単独浄化槽撤去分

9万円まで

地方負担 2/3 6万円 * 地方債充 当可能	国助成 1/3 3万円
-------------------------------------	-------------------

(\*地方債の元利償還費の49%は地方交付税措置)

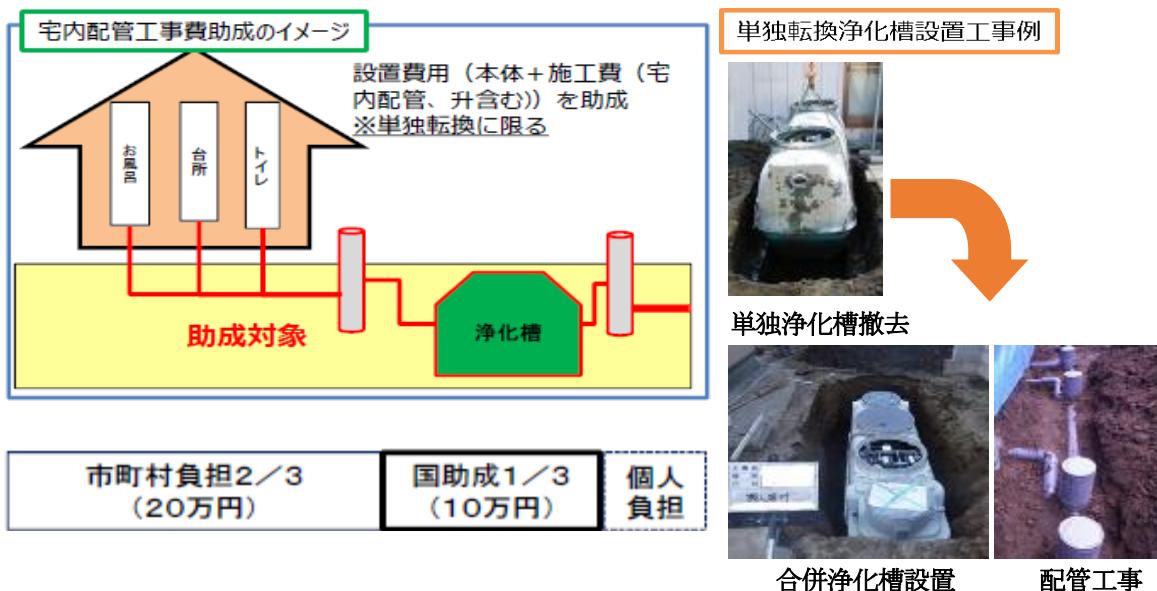
〈単独転換に伴う宅内配管工事の対象及び工事費の概要〉

### 対象

流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管。

### 基準額の特例の内容

単独処理浄化槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴い必要となる宅内配管工事に要する費用が現行の浄化槽の基準額に30万円（宅内配管工事に係る費用）を加えた金額及び撤去費の特例との合算額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額を超える額は9万円と30万円を合算した額までとする。）



(交付金の積極的活用に向けた参考事項)

① 計画策定調査費等について

計画策定調査費について、計画策定調査（指定検査機関等に委託する場合を含む。）に要する費用を助成の対象としている。この調査費により、設計等のみならず、例えば、浄化槽に適した住宅の選択、住民に対する浄化槽設置の指導、必要な工事や適切な浄化槽の診断等、市町村が住民に対して浄化槽の設置を働きかけるための活動を含め、様々な用途に活用できるものである。

② 浄化槽台帳作成費について令和2年4月に施行された改正浄化槽法により都道府県等に浄化槽台帳の整備が義務付けられたところである。浄化槽台帳の整備は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽整備を通じた汚水処理施設の最適化、浄化槽台帳の整備促進による管理の向上等を進めるために極めて重要と考えており、環境省としても、令和3年4月より環境省版浄化槽台帳システムを配布し、都道府県等における浄化槽台帳の整備を支援しているところである。

交付金による支援としても、都道府県等（都道府県及び市町村）が行う浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用（悉皆調査、電子化）、及び既に浄化槽台帳を整備している都道府県等が行う既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用を助成している。この浄化槽台帳作成費において、浄化槽台帳システム（環境省版浄化槽台帳システム又はそれに平仄のあった他のシステム含む）を新たに導入するために既存の維持管理情報等のデータ（Excel等のデータ）の変換や新システムに対応したデータ化等に要する費用や、既存の台帳システムを環境省システムに平仄が図られるシステムに改修するために必要な既存システムにおけるデータ変換や新システムへの移行等に要する費用についても助成の対象としているので積極的にご活用いただきたい。

③ 浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築等について

令和3年度予算より公共浄化槽等整備推進事業により整備された浄化槽の改築に対して助成を行っているところ。本事業は、市町村が策定する「浄化槽長寿命化計画」に基づき、計画的な改築により浄化槽の長寿命化を図る事業について改築費用を助成するものであり、設置年数の経過している浄化槽の老朽化対策や維持管理コスト縮減に資する支援策として各市町村において積極的にご活用いただきたい。あわせて、市町村が「浄化槽長寿命化計画」を策定するために必要となる調査等の費用についても、浄化槽整備効率化事業として支援対象としており、こちらもご活用いただきたい。

## 5. 交付金制度の紹介と特徴

浄化槽整備に関する二つの交付金制度について紹介する。一つは「循環型社会形成推進交付金」であり、もう一つは「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」である。

令和3年度は、環境省予算の「循環型社会形成推進交付金」に86億円が計上されるとともに、内閣府予算の「地方創生整備推進交付金」（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）に約1,000億円の内数が計上されている。

### （1）循環型社会形成推進交付金

循環型社会推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）に基づき、リデュース（過剰・不要包装をしない）、リユース（一度使用したものを見棄せずそのまま再利用できる物は繰り返し使用する）、リサイクル（一度使用した物を再生して同じ用途や別の用途として再利用する）を3Rといい、国と地方が協働し広域的かつ、総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため平成17年度に創設されたものである。

この交付金の交付の対象となる地域は人口5万人以上または、面積400km<sup>2</sup>以上の計画対象地域を構成する市町村となっている。ただし、特例として、沖縄県、奄美群島、離島地域、過疎地域、山村地域、半島地域、豪雪地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については、人口または面積にかかわらず対象となっている。

この交付金の対象施設は、循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象としている。マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、浄化槽、最終処分場等が対象となっており、1施設（複数ではなく）のみで対象となる。

この交付金は市町村（一部事務組合を含む）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5ヵ年）に基づき実施される事業の費用に交付されることになっている。ただし、浄化槽設置整備のみの計画については、当面、従来の生活排水処理基本計画をもって地域計画に代わるものとして取り扱う等の措置がとられている。

「循環型社会形成推進交付金」の特徴は次の3点が挙げられる。

#### ① 地方の自主性・裁量性の極めて高い制度であること

- ア 市町村は、支援対象となる事業を組み合わせ、地域の特性に応じた循環型社会形成推進計画を策定できる。
  - イ 交付金を計画に位置づけられた各事業に対し、どのように充てても自由である。  
(事業間調整・年度間調整が可能)
    - 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能

#### ② 戰略的な目標設定と事後評価を重視していること

- ア 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する戦略的な目標を設定し、計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価し公表することになっている。
  - 目標設定と事後評価の重視

#### ③ 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会作りを推進する

- ア 国と地方が協議会を設け、構想段階から協働で施策を推進する。
  - イ 我が国全体としてさらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築する。

一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保している。

## (2) 地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）

地方創生整備推進交付金は、地域再生法第5条第4項第1号ロ及び第13条第1項を始めとした関係法令等の規定に基づく交付金として、都道府県又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた自主的・主体的に先導的な道、汚水処理施設又は港の整備の実施に要する費用に充てるもので、平成17年度に創設された地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）が平成28年度に再編された制度である。

本交付金には、地方創生道整備推進交付金（市町村道、広域農道、林道）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）、地方創生港整備推進交付金（港湾施設、漁港施設）という、類似施設を総合的に整備する事業に対して交付を受けることができる3種類の交付金がある。類似施設のうちから2種類以上の施設を一体的に整備する事業、例えば、公共下水道と浄化槽など2種類以上の汚水処理施設を組み合わせて整備する事業を地域再生計画に記載し、内閣府に提出し、認定を受けることにより本交付金の支援対象となる。

計画期間内の交付限度額は、従来の補助事業における補助率と補助対象範囲に基づいて計算された額として算定されるため、浄化槽整備の場合は循環型社会形成推進交付金における交付率と交付対象範囲と同じである。

この交付金は省庁を超えて、汚水処理の普及を連携して推進するため、一定のエリア内で実施する公共下水道、集落排水、浄化槽の施設を連携して整備できるよう、事業間で融通可能としている。

また、従来の補助金と異なり単年度毎の補助率が固定されていないため、交付決定を受けた交付金について、一定の範囲内で事業実績報告のみで交付金を年度間で融通する事が可能。（事業量を変更することが可能）但し、事業の計画期間全体で所定の交付率に調整する事が必要である。

この交付金では、市町村において浄化槽整備事業と公共下水道、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設のいずれかの事業を連携して複数の事業を実施することが事業要件となっているのみで、これ以外の特段の要件は設定されていない。この事業を実施するに当たっては、市町村が地域再生計画を作成し、内閣府に提出し、当該計画を内閣総理大臣が認定することになっている。交付金の交付については、市町村が各事業官庁（浄化槽ならば環境省）へ交付申請をし、事業官庁が内閣府から予算の移し替えを受け、事業官庁（環境省）から市町村に交付される仕組みになっている。また、交付金の交付申請等に当たっては、国土交通省地方整備局や環境省地方環境事務所等においても申請書類等の受付を行うワンストップ窓口を利用可能である。

地域再生計画において、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用する場合、例えば、浄化槽と公共下水道を実施する市町村であれば、計画開始年度から複数事業が計画されることが望ましいが、浄化槽事業のみ先行で実施し、公共下水道事業が2年目以降の実施であっても差し支えないこととなっている。

例えば、事業を計画初年度から実施したが公共下水道事業が3年目で完了し、残り2年間は浄化槽事業のみの計画となっても差し支えないものとなっている。

また、浄化槽の場合、個人設置型と市町村設置型の事業があるが、同時に事業を計画する場合や、当初個人設置型を開始し2年目、3年目に市町村設置型に切り替えていく計画でも構わない。

このような特徴を有する2種類の交付金が用意されているので、その特徴や地域事情・特性を考慮して積極的に活用すべきである。

「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」の特徴としては、

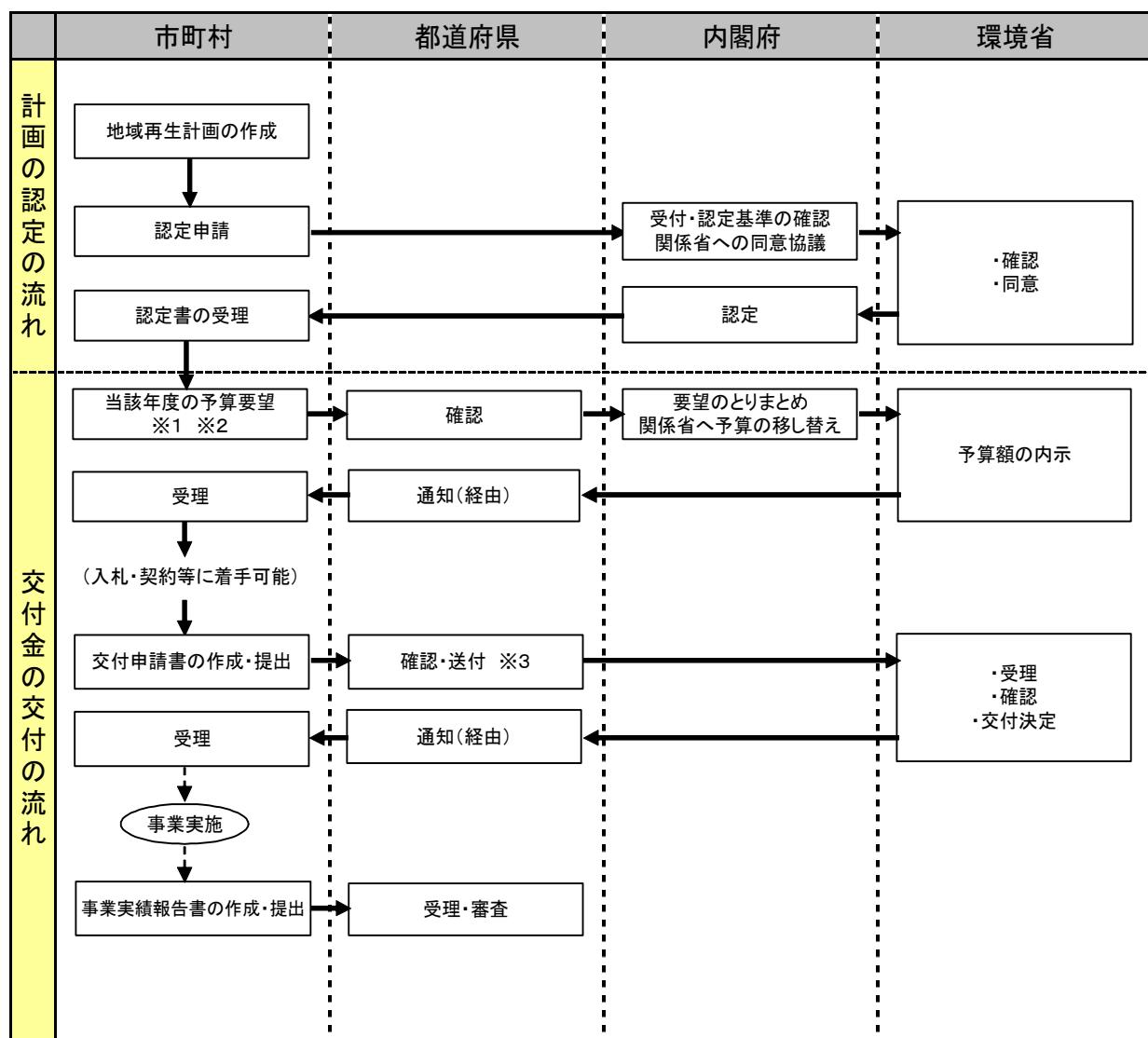
- ① 省庁の壁を越えて一本化した三種類のテーマ別交付金を内閣府に一括計上する。
- ② 内閣府が、地方公共団体の地域再生計画を（例えば）5ヵ年分まとめて認定する。
- ③ 地方公共団体の判断で「年度間の事業量変更」「他の類似事業への充当」が可能である。
- ④ 交付金の交付に係る事務手続きは、省庁が連携し一体的に実施する。

等が挙げられる。

### (3) 参考

上記（1）循環型社会形成推進交付金および（2）地方創生整備推進交付金に浄化槽の場合は個人設置型と市町村設置型があり、市町村設置型は上水道、下水道のセクションで運営すれば、公営企業として浄化槽の使用料など上水道使用料金と共に回収することができる（福島県三春町の例）。ただし、市町村で条例を作ることが必要である。

### (参考) 地域再生計画の認定と地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付の年間の流れ



※1 予算要望の受付は計画の認定申請の受付と平行して行われる場合がある。

※2 既に計画の認定を受けている場合（2年目以降）は予算要望からのフローとなる。

※3 都道府県は、国土交通省、農林水産省へ提出する必要がある交付申請書と一緒に、国の地方支分部局へまとめて提出することもできる（ワンストップ窓口の利用）。

#### (4) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）

既設中・大型合併処理浄化槽のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るために、高効率な機械設備等を導入する事業を行う地方公共団体や民間団体等に補助する（補助率1/2、間接補助）もので、次の2事業を対象としている。

①51人槽以上の既設合併処理浄化槽に省CO<sub>2</sub>型の高度化設備（高効率プロワ、インバータ制御装置等プロワ等）を導入・改修する事業。

②平成11年度以前に設置された60人槽以上の旧構造基準及び新構造基準の既設合併処理浄化槽（プロワを使用するものに限る）を省CO<sub>2</sub>型浄化槽に交換する事業。

#### (5) 災害時における浄化槽災害復旧事業

地震等により浄化槽市町村整備推進事業が災害にあった場合に係る財政措置として、環境省では「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」が制度化されている。

支援制度の概要は、次のとおり。

補 助 金 名	「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」
対 象 事 業	浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）により整備した浄化槽
基 準 額（下限） (一基当たり)	40万円
補 助 率 等	補助率1/2（原則）
地 財 措 置	補助うち分についても、公営企業等災害復旧事業債の充当可（特別交付税措置は、元利償還金への一般会計繰出額の50%）

## 6.まとめ

令和3年度予算において、浄化槽関係の交付金により市町村の要望に対応できる予算が確保されるとともに、単独転換に伴う宅内配管工事費、浄化槽台帳作成費、浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築費等への助成や、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金による先進的省エネ型浄化槽の導入支援などの措置が講じられているところである。

一方で、浄化槽設置整備事業においては新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新について、既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものに重点化された。以上の措置により、改正浄化槽法に基づく単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、さらなる低炭素社会の実現に向けた浄化槽の省エネ化等の取り組みに弾みがつくものと期待される。